項中「新築した賃貸住宅」を「製作し、若しくは建設した機械等」に、「当該賃貸住宅」を「当該機械等」に、「法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に第三十九条の六十三第二項」を「連結確定申告書等に第三十九条の六十三第一項」に、「の確定申告書」を「の確定申告書等」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十九条の五第一項第一号中「区域（」の下に「以下この号及び」を加え、「五万平方メートル以上」を「七万五千平方メートル以上（当該事業区域が法第四十七条の二第三項第一号イに掲げる地域内にある場合には、五万平方メートル以上）」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第四十七条の二第三項第三号」を「第四十七条の二第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第三十九条の六十四第五項」を「第三十九条の六十四第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十七条の二の規定

第三十条第三項第八号を同項第七号とし、同項第八号から第十四号まで」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「第十二号」を「第九号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「第十三号」を「第十号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「第十四号」を「第十一号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十三号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この号及び第十四号において「平成二十九年改正法」という。）附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

第三十条第三項第九号を同項第八号とし、同項第十号及び第十一号を削り、同項第十二号を同項第九号とし、同項第十三号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十四　平成二十九年改正法附則第八十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四又は第六十八条の三十五の規定

第三十条第四項中「第八号」を「第七号」に、「前条第三項第九号から第十六号まで」を「前条第三項第八号から第十四号まで」に改める。

第三十一条中「第八号」を「第七号」に、「前条第三項第九号から第十六号まで」を「前条第三項第八号から第十四号まで」に改める。

第三十二条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号から第六号までを二号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十七条の二の規定

第三十二条第一項第八号を同項第七号とし、同条第二項中「第七号」を「第六号」に改める。

第三十二条の二第七項第二号中「第六十一条の二第十八項」を「第六十一条の二第十九項」に改め、同条第十三項中「適格合併が」を「適格合併（法人税法第六十一条の二第二項に規定する金銭等不交付合併に限る。）が」に改め、同条第十四項中「とき」の下に「（当該適格合併が同項に規定する金銭等不交付合併でないときを含む。）」を加える。

第三十二条の三第四項中「）の」の下に「次の各号に掲げる」を加え、「当該投資事業有限責任組合の組合財産でないものの双方」を「当該各号に掲げる株式以外のもののうち、二以上の持分又は株式」に、「当該投資事業有限責任組合」を「、当該各号に掲げる株式をその組合財産とする投資事業有限責任組合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成二十九年四月一日以後に受けた法第五十五条の二第一項に規定する計画の認定に係る同項に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる当該新事業開拓事業者の同項に規定する株式

二　平成二十九年三月三十一日以前に受けた法第五十五条の二第一項に規定する計画の認定に係る同項に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる当該新事業開拓事業者の同項に規定する株式

第三十二条の四を削る。

第三十三条の七第四項第四号中「（昭和三十六年法律第百五十九号）」を削る。

第三十五条の二第一項中「及び次項」を削り、同条第二項中「日本船舶ごと」を「同項第一号に規定する日本船舶ごと」に、「同項第一号」を「同号」に、「同条第一項」を「同条第一項各号列記以外の部分」に、「同号」を「同条第一項第一号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第五十九条の二第七項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　第三十九条の十五第一項第一号（第二十五条の二十六第九項においてその例による場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定により同号に掲げる金額を同号に規定する本邦法令の規定の例により計算する場合（第三十九条の二十の三第九項において第三十九条の十五第一項の規定の例により計算する場合を含む。）における次に掲げる規定

イ　法第四十三条の規定

ロ　法第五十七条の八（第一項及び第十項に係る部分に限る。）の規定

ハ　法第六十五条の七（第一項及び第九項に係る部分に限る。）及び第六十五条の八（第一項、第二項、第七項及び第八項に係る部分に限る。）の規定

二　第三十九条の百十五第一項第一号の規定により同号に掲げる金額を同号に規定する本邦法令の規定の例により計算する場合（第三十九条の百二十の三第五項において第三十九条の百十五第一項の規定の例により計算する場合を含む。）における前号イからハまでに掲げる規定

第三十六条の見出しを削り、同条第七項中「第六十六条の七第三項」及び「第六十六条の九の三第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第四十条」を「第二十七条、第四十条、第六十六条の九の三第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第四十条」を「第二十七条、第四十条」に改める。

第三十八条の見出しを削り、同条第五項の表第百四十四条の四第一項第四号及び第二項第二号の項を次のように改める。

第百四十四条の四第一項第三号	。）の規定	。）及び租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定
第百四十四条の四第一項第四号及び第二項第二号	。）の規定	。）及び租税特別措置法第六十二条第一項の規定

第三十八条の四第二十二項中「の第一号」の下に「の上欄」を加え、同条第三十二項中「次項及び第三十四項」を「以下この条」に改め、同項第三号中「同法」を「土地区画整理法」に改め、同条第三十四項中「の期間内」を削り、同条第四十五項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「第八項の規定の」を「第九項の規定の」に改め、同項の表中「第八項」を「第九項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項中「第八項の規定の」を「第九項の規定の」に改め、同項の表第七十一条第一項第一号及び第二項第一号の項から第百四十四条の三第二項第一号の項までの規定中「第八項」を「第九項」に改め、同表第百四十四条の四第一項第三号の項及び第百四十四条の四第一項第四号及び第二項第二号の項を次のように改める。